

手形の偽造者の責任

今 泉 邦 子

I はじめに

II 手形行為者および効果帰属者の決定方法

一 手形行為者の決定方法

二 効果帰属者の決定方法

III 偽造者の手形上の責任の根拠

一 問題点

二 手形法八条の適用範囲

三 学説の概況

四 学説の検討

五 その他の問題

I はじめに

手形の偽造者は手形上の責任を負うか。このことが問題となる原因は、手形の文言性と手形行為者の決定方法との

関係が釈然としていないところにあると考える。すなわち、手形偽造者は手形上の責任を一切負わないとする説は、偽造者が手形上に署名をしておらず、手形行為をしていないことと、偽造者の手形行為を認めるならば手形の文言性に反することを根拠としている。これに対し、偽造者は手形上の責任を負うとする説としては主に偽造者行為説と手形法八条類推適用説がある。偽造者行為説は、署名名義如何は手形行為の存在を認めるに際して障害とはならず、現に署名をした者が手形行為者であると考え、手形法八条類推適用説は、同条に基づく無権代理人の責任と偽造者が非難されるべき点との同一性をその根拠とする。しかし、どちらの説も手形の文言性と手形行為者の決定方法との関係を説明することに苦慮しているようである。

本稿では、手形行為者の決定方法に関する卑見を仮定としてまず呈示し、手形の文言性と手形行為者の決定方法との関係を再検討しつつ、偽造者の責任の成否等を検討していきたい。

Ⅱ 手形行為者および効果帰属者の決定方法

一 手形行為者の決定方法

「手形行為者とは手形行為の内容を決定した者である。」と考えるのが卑見である。⁽²⁾これに対し、手形行為の定義について諸説は紛紛としているが、「手形行為とは署名を要件とする要式の書面行為であること」および「署名とは行為者の名称を表示すること」については反対する見解はほとんどない。⁽³⁾したがって現在の学説の大勢からすると、「手形行為者とは手形行為における署名の名義人である。」ということになる。

しかしながら、「手形行為者とは手形行為における署名の名義人である。」と考えた場合、いくつかの問題が生じる。第一に、実在する他人の名義を用いて署名をし、自ら手形債務を負担する意思で、自己のための手形行為を行った者

がいる場合、署名名義人である他人が手形行為者としての責任を追及してしまうという問題である。⁽⁴⁾ 第二に、代理方式で手形の偽造が行われた場合の問題がある。すなわち代理人から代理人名義の署名により代理方式で本人のための手形行為をなす権限を与えられたかのように無権限者が行為した場合、代理人としての署名の名義人が無権代理行為をしたとして手形法八条の責任を追及されてしまうという問題である。このことは被偽造者が署名の名義人だからというだけで手形債務者としての責任を追及されることと同程度に不当なことである。⁽⁵⁾

これらの問題を解決するために、「実質的に手形行為をした者が手形行為者である。」と直裁することはできない。なぜなら、このような手形行為者の決定方法は手形の文言証券性に反するものとも思われるからである。

しかし、実体法上、手形行為者が手形に記載された通りの債務を負担しなければならない根拠ないし文言証券性の妥当する範囲について、定説はありえないようである。⁽⁶⁾ それに加え、少なくとも、手形行為の当事者つまり行為者と効果帰属者の両者の決定に関しては、手形の文言性は及ばないと考えられる。なぜなら、手形の文言性を「手形行為は証券の記載を内容とする意思表示によって構成される法律行為であり、したがって手形行為者は証券の文言通りの債務を負担する」⁽⁷⁾ という意味であるとすれば、意思表示の解釈ないし手形行為の解釈の対象となるのは、当事者に関する記載を除いた部分だということになるからである。すなわち、法律行為の解釈が行われるのは、当事者の存在及び法律行為を組成する意思表示の存在が、ともかく外形的に確知され、法律行為が法律行為と呼ばれるに値するだけの最小限の外形のないし形式的な要件である法律行為の一般的成立要件が整ったが、⁽⁸⁾ 法律行為の有効要件である「内容の確定性」の点で当事者に争いが生じた場合である。⁽⁹⁾ そして「法律行為の解釈とは、表示行為の有する意味内容を明らかにすることである。すなわち、第一に、普通人のする表意行為を組成する言語・挙動などの曖昧・不完全なものを明瞭・完全にし、第二に、非法律的なものを法律的に構成し、かようにして、当事者の達しようとする社会的目的に法律的助力を与えることのできる基礎をつくること」が、法律行為解釈の任務である。⁽¹⁰⁾ ここで解釈の規準となるのは、

いうまでもなく、当事者の目的・慣習・任意法規・信義誠実の原則などである。したがって、意思表示の解釈ないし法律行為の解釈は、表意者ないし法律行為者の確定作業を含まない。このことを手形行為の解釈に当てはめるならば、どうなるか。前述したように、手形客観解釈が問題となる手形の記載であり、同時に手形の文言性が支配する記載は、手形行為の当事者に関する記載ないし署名を含まないことになる。⁽¹¹⁾代理方式における本人の表示も、手形行為の当事者である効果帰属者の記載であるから、手形客観解釈の原則が適用されないことになるだろう。代理における頭名についても、意思表示の解釈のような作業を加えられることはなく、ただ頭名があったか否かないし相手方が本人を知り得たか否かだけが問題となるからである。

それでは、手形の記載は手形金請求訴訟の訴訟物である権利関係の審理においてどのように評価されるものなのだろうか。以下、約束手形の転得者たる原告と原告に手形の主債務者として主張される被告との関係の中で考察する。⁽¹²⁾

被告が原告の手形文言通りの請求を認諾する場合は、所持人と振出人の間で手形が文言通りの効果を生じたことになる。しかし、そうでない場合、原告はその主張する権利関係がいかにして発生し、そしてそれがいかにして原告と被告に帰属したかを主張する必要がある。すなわち、この手形の手形上の権利が原告に帰属する理由となる事実、被告がこの手形につき特定内容の手形振出行為をなして手形債務を負担した事実および手形の所持の主張である。口頭弁論終結時における手形の所持が、原告の請求を理由あらしめる事実として主張される必要があるのは、手形が受戻証券性を有するからである。⁽¹³⁾手形上の権利が原告に帰属する理由となる事実とは、たとえば手形法七十七条一項一号同法一六条一項に基づき「裏書の連続ある手形を所持する」事実を主張し、被告が争う限りこれを立証すれば認定される。⁽¹⁴⁾被告がこの手形につき特定内容の手形振出行為をなして手形債務を負担した事実を、原告は、どのように主張立証すればよいのか。このことこそ、手形の文言証券性との関係でもっとも注目すべき事柄である。手形法一六条一項および二項は、手形面上の記載と関連して生じる法律上の効果についての規定であるが、手形上の権利の帰属に関

するものであって、特定人の手形債務の存在もしくはその内容の決定については無関係である。そのため、原告は被告たる手形債務者が手形債務を負担する根拠となる事実につき主張立証責任があるということになる。つまり、手形上の現在の記載は、特定人の手形債務の存在もしくはその内容の決定との関連では、単にその名義人の行為を事実上推認せしめる証拠として役立つにすぎない⁽¹⁵⁾。被告は、手形上の記載に反する主張であるが、自己の負担すべき手形債務は存在しないことまたは内容が異なる旨の主張を、原告の主張事実に対する否認として主張できる⁽¹⁶⁾。民事訴訟法三二六条は、署名または押印が署名者ないし押印者の意思に基づいてなされたときは、その署名または押印によって覆われるその他の記載部分も署名者ないし押印者の意思によって成立したことを推定するものであって、署名または押印が署名者ないし押印者の意思に基づいてなされたことを確定せず、単にそれが署名者の筆跡であり押印者の印形によるものであることの確定だけで文書全体の成立の真正を推定するものではない。被告は署名または押印が自己の意思に基づいたものであるかどうかについて裁判所を真偽不明に陥れることができれば防御の目的を達することができ、自己の意思に基づかない署名または押印であることにつき裁判所の心証を得しめる必要はない。被告の法律行為の成立について、法律上の举证責任を原告が負担することが、同法同条によって変更されることはない⁽¹⁷⁾。以上のことを踏まえると、やはり署名名義人を手形行為者であると定義することには問題があるように思う。そのような定義によると、原告が手形金を請求するならば、署名名義人が手形債務を負担する理由となる事実として、署名名義人による手形行為を主張立証することが必要である。他人名義により自ら手形債務を負担する意思で手形行為を行った者がいる場合、自ら手形債務を負担する意思ある者に効果が帰属する手形行為は存在しないから、立証できない。その名義人は手形行為を行っていないのであるし、代行者も用いていないのだから、名義人の手形行為を立証することはできない。代理方式で偽造が行われた場合、つまり代理人としての署名が偽造された場合も同様である。この偽造者は自己の署名をしていないから、実質的に手形行為の内容を決定していたとしても、この者が責任を負担する無権（復）代

理行為が立証されることはない。代理人としての署名の名義人は意思表示を行っていないのだから、その者の手形行為を立証できるはずがない。このような定義による限り、他人名義による自己のための手形行為が行われた場合および代理方式で偽造が行われた場合、原告は手形金請求を断念しなくてはならないことになってしまう。これは不当である。署名名義人でない者に対しても手形責任を負わせる理論を考えるべきであらう。

無権代理人が代理人名義の署名をなさず、直接本人名義の署名をした場合につき、最高裁判所（最判昭四九・六・二八民集一八巻六五頁）は、そのような無権代理人にも手形法八条を類推適用して手形上の責任を追及できる旨の判断を示している。そのような無権代理人に対して手形法八条の責任を追及する場合は同法同条の類推適用となるのは、その者の行為が、単に本人名義の意思表示行為の形成に関与したにすぎないこと、事実行為であると解することによる⁽¹⁸⁾。なぜ事実行為かと言うと、代理人名義の署名がないので、代理人の手形意思表示は成立していないと考えるからである。事実行為と法律行為の違いを手形行為の場合には署名の有無に求めるのは、手形行為が要式行為であることによる⁽¹⁹⁾。一定の方式を必要とする法律行為で、法律が書面の作成を効力発生のための要件とするものを要式行為⁽²⁰⁾というが、そしてその一定の方式を手形法一条、一三条、二五条、三一条、五七条または七五条が規定していると解しているのである。

そこで、上述の各規定が要求する署名の意義を再検討する必要があると筆者は考える。署名名義人は効果の帰属者であると考えるのである。被告たる署名名義人が自らの意思に基づいて署名を行っていた場合でも、その被告が手形債務を負う根拠は、署名名義人であることではなく、契約説、発行説または創造説が説くところの手形行為を行ったことに存する⁽²¹⁾。署名名義は、契約説、発行説または創造説が説くところの手形行為が有効に成立しているならば手形債務を負う者を示している訳である。したがって、署名名義の如何に拘らず手形行為の存在を認めることができると思われる。そうだとすれば、機関方式による手形行為の代理において、代理人の署名がなくても代理人の手形行為を

認めることは全く不自然なことではなくなる。そして、手形行為を行う場合に署名が必要であるのは、文言性の要請ではなく、要式性の要請であると考ええる。例えば、自ら振出を行う者に、その意思に基づいて自己を表示する名称を用いて署名することを要求することにより、自らの責任を自覚させ、取得者に権利行使の相手を知らせる、ということである。

二 効果帰属者の決定方法

つぎに偽造者の手形上の責任を追及する際に問題となるのは、署名名義人に効果が帰属し得ない場合、そのほかの者を効果の帰属者と考えることが可能かということである。署名名義ないし手形上の記載は特定人の手形債務の存在を事実上推認する証拠にすぎないから、署名名義人以外に手形債務を負う者を探してもよいはずである。したがって民法の一般原則と同様に、手形行為を行った者または手形行為を行った者に代理権を与えた者が効果帰属者となりうる。

Ⅲ 偽造者の手形上の責任の根拠

一 問題点

以上の考察により、無権限者が機関方式により手形行為を行った場合、その無権限者は署名をしていないため無権限者の手形行為の存在を認めることはできないという理由から、無権代理人としての責任を一切負わないとの結論は認められないことになった。それでは、自己のためでなく他人名義の署名をして手形行為を行った者が署名名義人から権限を授与されていない場合（これを偽造と呼ぶことにする）、偽造者はどのような根拠で責任を負うことになるの

だろうか。

二 手形法八条の適用範囲

手形行為の無権代理につき手形法八条に規定がある。但し、この規定は代理方式により手形行為を行った者に代理権がなかった場合に関する規定なので、偽造者にもこの規定による責任を認めてよいのだろうか。⁽²³⁾

代理方式による手形行為において代理人の署名が必要な理由は、代理人が手形行為者であるからと考えるのが一般的である。これに対して卑見は、署名人義人が手形行為者とは異なる人格である可能性を理論上も認めるのだから、特にこの点を考察する必要がある。代理行為の効果の帰属者すなわち本人でもなく、代理行為者でもない者の署名が手形面上に要求される理由は何かあるだろうか。本人名義の署名を手形面上に現せることができれば本人名義の署名がなされるだろう。本人名義の署名をなし得ないが、本人のための手形行為をなす必要があるときはどうしたらよいか。本人の署名を手形面上に現せない場合でも本人に効果が及ぶ手形行為を他人が行い得る方法を考え出さならなかったということだろう。よって、卑見としては、本人が債務の帰属を争ったときに本人と同一の義務を負う者の署名がなされるべきことを手形法が示していると考える。⁽²⁴⁾

代理人としての署名をこのような意味での担保責任を負う者の署名であると考えた場合、手形法八条を偽造者に対して適用ないし類推適用することが可能であるかも、以下で併せて考察する。

三 学説の概況

手形法八条類推適用説が、手形法八条を偽造者に類推適用する根拠はおおよそ次の通りである。⁽²⁵⁾ 代理表示の有無で無権代理と偽造とは差異はあるが、偽って責任主体を作り出す点で、実質的には両者は同じである。かえって偽造

者の方が、無権代理人よりも一層直接的な形式をもって本人の義務負担行為を作出している。偽造者の手形上の署名がないことについては、代理方式における代理人の署名は、本人を義務者とするための形式を整えるための署名にすぎないのであり、代理人自身のための署名ではないのであるから、代理人の署名の有無はその責任の有無を決定すべき理由とはならない、⁽²⁶⁾ として、⁽²⁶⁾ 「署名なければ責任なし」の原則は偽造の場合には適用されない、⁽²⁶⁾ として、⁽²⁶⁾ 「署名なければ責任なし」の原則の目的は正常な取引を前提としており、一つには、手形債務の内容を明確にして手形取引の安全を期しようとすることであり、一つには、手形債務者に厳格な手形債務に対する責任感を特に丁寧な手続きである署名を行わせることで深くさせ、他面、手形に署名しない者は手形債務を負わされず、不測の損害を被ることがないようにすることである。ただし、この原則の例外は手形法上認められているという。たとえば、手形法六九条によれば変造前の署名者は変造により自己の署名が抹消されたとしても手形上の責任を負い、手形法二九条二項によれば、手形に引き受け署名をしていなくとも支払人が書面をもって所持人又は手形に署名した者に引き受けの通知を行えば引受人としての責任を負うことになる、と指摘する。手形の文言性との関係については、⁽²⁷⁾ 第三者は手形債務者として表示された者を信頼して手形を取得する者であって、代理人として表示された者を手形債務者として考えて手形取得するものではないので、行為者である偽造者の法定担保責任はその者が手形上に表示されていると否にかかわらず認められてよいと説明されている。

ただし、偽造者が実質的に手形行為者であるということを手形法八条類推の根拠とすることに反対し、偽造者が理論上も無権代理人として行為したことを類推の根拠とする説もある。⁽²⁸⁾ したがって、偽造者が行為者であることを強調すると、手形法八条適用説とでも命名すべき立場がでてくる。⁽²⁹⁾ すなわち、「手形行為では、手形的署名をなすことを認識して署名を作出した者がつねに行為者であり、そのような認識すら欠いた場合をのぞいて、行為者は、自分の手形行為としての無効を主張しえない。このことは、代表方式の署名でも、代理方式の署名でも、代行方式の署名でも

同じ」であり、無権代理と偽造の違いは唯一であり、「偽造では、行為者の署名外観がないので（他人名義の手形行為一般と同じく）手形的署名の認識を以て手形行為をなした者であることを立証してかかっていたかなければならない点である（手形債務負担の効果意思の立証は要しない）」、とする立場である。

なお、創造説の立場からは次のように述べられている。⁽³⁰⁾「A名義を自己を表示する名称として用いた場合」でなくとも、甲がA名義で署名又は記名捺印したことさえ立証されれば、甲は、Aから権限を与えられてそのような署名又は記名捺印をしたことさえ立証できない以上（民法二七条一項の文言参照）、手形法八条の類推適用により手形上の責任を負うと解すべきである。甲がAから権限を与えられないでA名義の署名又は記名捺印をしたということは、論理的にみて、自分を表示する名称としてそれを用いた場合か、それとも偽造の場合か、どちらかの可能性しかないが、そのどちらの場合にも甲は手形債務を負担すると解するべきである。手形法八条類推適用と文言性との関係については、「手形行為の文言性とは、……手形取引の安全に役立たせるためのものであり、それが逆に偽造者甲に対して自分の手形債務を免れるための根拠として利用させることは、文言性の本来の意義に反する」、とする。

手形法八条類推適用説に対しては、次のような批判がある。⁽³¹⁾「署名なければ責任なしの原則に反する。取得者は、署名なければ責任なしの原則を知っているはずであり、また、手形を取得する際に手形上の署名のない者までが手形上の責任を負うことになるうとは通常予想もしていないから、署名をしていない偽造者が手形上の責任を負わなくても、取得者の信頼を失わせることにならない」。「手形流通の安全を保護するために、画一的処理の要請が強く、また、強行法規性を帯びている手形法において、当該原則の例外を設けるためには明確な規定を設ける必要がある。このような例外を定める手形法八条があるから、自分自身のために署名をしたのではない無権代理人も担保責任を負うのである」。「手形法二九条二項によって手形上の責任を負う者は、手形取得者の全てに対して責任を負うわけではなく、書面による通知を受けた特定人に対してだけである」。「署名の有無は、形式的な問題ではなく、代理人の手形行為の

存否にかかわる実質的問題であり、無視できない。また、手形行為の書面性との関係でも問題である。「手形行為者が誰であるかについては手形の文言性が及ばない」ということは、行為者は自己の名称を手形上に顕すことを要しないことを意味し、あるいは手形に要式性を認めないのと同様のことになる。「手形法は手形に署名がない以上は、行為者に責任を負わせていない。手形法一四条二項三号により白地式裏書を受けた者が交付によって手形を譲渡したとき、または手形債務を手形外で保証したとき、これらの者に手形上の責任を負担させれば、取引の安全に資すると思われるにも拘らず、である」。「意思表示は特定人の単一の行為であるが、偽造は事実行為であって、これには複数人の加工が考えられるが、その場合の責任の負担はどうなるのか。不法行為であれば、このような場合の対応に不自由ないが（民法七一九条）、八条の責任では、そのような場合には到底対応できない。要するに意思表示の法体系を事実行為に継木しようとしても無理である」。「署名代理を手形行為の代理とは認められない」。「手形法のような統一条約に基づく近時の詳細な立法については、条文を離れすぎた解決である」。「偽造者は無権限使者ということになる。しかし、無権限使者に民法の無権代理に関する規定を適用できるとしても、手形上に人格を表していない偽造者に民法の無権代理の規定を適用できるかということや、手形上に人格を表していない偽造者が必ずしも手形上の無権代理として責任を負うとは限らない」。「文言性に反する」。

偽造者行為説は、ほぼ次のようなことを理由に、偽造者が行為者であるとする。³²⁾つまり、他人名義で手形行為が行われたとしても、手形行為を行った者の行為であることには変わりはないとする理由は、次の通りである。手形行為者が平素一般生活において又は取引にあたりその名称を使用しているか、あるいはたまたま一回限りそれを使用したかということは、その名称が当該行為者を表示するものであることの立証の要否又は難易の問題にすぎなく、それが当該行為者を表示するものとして使用されている点には変わりがない。いかなる名義を用いようと自ら行為した者が行為者として責任を負うという法の一般原則である商法二〇一条に合致する。偽造の典型的な場合、すなわち甲が乙

であると詐称して乙名義の署名又は記名捺印をして手形を振り出す場合であっても、被偽造者乙が手形上の責任を負わないことは明白なことであるから、偽造者甲は自己のために手形行為をしている。偽造者の主観的意図は、自己を表示する名称として他人の名称を使用するものではないこともありうるが、そのような主観的意図を度外視することは、無権限の署名代行を全て偽造と考える場合にもなされている。偽造なのか、他人名義による自己のための手形行為なのかは、相手方の信頼の違いによる区別にすぎず、前者は、相手方が署名に用いられた名称が行為者の本来の名称と信じている場合で、後者は、相手方が署名に用いられた名称が行為者の本名でないことは知っていたが、その名称は行為者を表示するものとして使用されているものと信じている場合であって、行為者が他人の氏名等を自己を表示するものとして用いて手形行為をなしている点では同じである。⁽³³⁾

文言性との関係については、次のように説明される。⁽³⁴⁾手形が文言証券であるとされるのは、流通証券たる手形における善意の所持人の保護ないし手形取引の保護の要請にでているのであって、手形の文言性を理由に偽造者の手形上の責任を否定するのは、手形の文言性の本来の趣旨に反する。あるいは、手形の文言性とは、手形債務の内容に関するだけであって、債務者には関係しない。すなわち、手形当事者の氏名も、それが手形債務の内容をなす場合には、誰がそれに該当するかは手形上の記載自体から客観的に推断されなければならないが、何人が手形上の責任者であるかを決定する場合には、そのような考えにとらわれる必要はない、とする。

また、手形法七条については、同条が「偽造の署名によって責任を負わない」としているのは、被偽造者についてであって、偽造者が責任を負わないとしているのではない、とする。⁽³⁵⁾

偽造者行為説に対しては、次のような批判がされている。⁽³⁶⁾「署名の客観的理由を無視している」。「偽造者の主観的意図とかけ離れた理論構成である」。「偽造者行為説による限り、偽造に関する取得者の善意悪意は問題にならないはずであるが、この説の支持者が、取得者が悪意のときは抗弁をなし得るとしており、矛盾である」。「偽造者が無権限

であることにつき悪意の者に対しても責任を負う点が不都合である」。「偽造者行為説によると、行為者がある名称を使用したという客観的事実から、その名称を自己の名称としたのであると直ちに認定することになる。ところが、その認定は経験則に基づかなくてはならず、一回限りその名称が使用された場合は、他の証拠を提出することが困難である」。「この説は、偽造された署名を被偽造者のものとしてと同時に偽造者のものとしてみている。どちらの署名と解するかは、手形所持人において選択しうるのであれば、それも疑問である」。「偽造者が自己を表示するために他人の名称を使用したと解するならば、偽造の定義つまり手形行為の主体を偽ることと両立しない」。「甲が乙名義の記名捺印をした場合、甲に権限があっても甲の手形行為となるのが理論的帰結のようだが、この説によると必ずしもそうではない」。「この説によると、手形的署名をなす事を認識して署名を作出した者が常に行爲者となるが、意思表示のうちの表示行為にしかあたらない署名をした者を、効果意思または表示意思を決定した者を考慮することなく、行為者と考えており、意思責任原則に反する」。「被偽造者の追認を不可能とする結果が不当である」。

偽造者行為説と手形法八条類推適用説との折衷説も唱えられている⁽³⁷⁾。基本的には偽造者行為説をとり、手形法八条類推適用説を補充的に用いる説である。基本的に偽造者行為説に賛成する理由は、「本来、自ら行為した者は、その行為の効果が他人に帰属すべきものとして行い、かつ、それについて他人から授權されていることにより、その行為の効果がその他人に帰属する場合を除いて、いかなる名称を用いようとも、行為者として自己の行為について責めを負うべきであるのが法の一般原則……」であると考えからである。しかし、偽造者行為説によると不当な結果が生じる場合があるので、その場合につき手形法八条の類推適用で対処するのである。その不当な結果が生じる場合とは、Aという名称で、Bが手形に署名する場合に、「Bが権限を有する場合にはAを本人とする機関方式の手形行為のみが行われたものと推定するならば、本人に手形行為の効果を帰属せしめうるかという権限の有無により、誰が本人であるかという本人の同一性を決定することにな」る、ということを指している。このような場合「Bが代理関係を記

載しないで署名した以上は、客観的にA・Bのいずれをも本人として表示しうるものであって、代理関係の記載が多義的である場合と同様に、Aを本人とする手形債務負担行為とBを本人とする手形債務負担行為がBによってなされておき、手形所持人はA・Bのいずれをも本人として選択しうるものと解すべきである」とする。したがって、手形記載を総合的に見ることににより、またはその手形が流通する取引界においては、名称から手形行為者が客観的に明かである場合に、名義人Aではなく、Aと記載したBが無権限だとすると、Bに対して請求した所持人を保護するためには、手形法八条の類推適用に頼らざるをえない、のである。

なお、旧商法手形編(明治三十三年三月九日法律第四八号昭和七年七月一五日法律第二〇号ニテ削除)に関する学説として、民法一一七条類推適用説がある⁽³⁸⁾。他人名義の署名を自己を表すためではなく無権限で行った者を無権限使者と考え、その無権限使者に同条を類推適用する説である。類推の根拠は、表示機関たる使者と代理人との違いを強調する理由のないことである。そして、手形に署名する意思で署名した事実さえあれば、その署名が自己の氏名を表さないとしても、手形行為に基づく責任ではなく、手形記載に応じる権利を取得できると信じた善意の第三者に対して、不測の不利益から可及的に救済する義務ならば、その無権限者は負うとする。そして、この説の論者は現行の手形法のもとでも、この説を維持している⁽³⁹⁾。

前述の民法一一七条類推適用説が偽造者に負わせようとする責任を、手形法八条の類推適用からではなく、禁反言則に基づいて偽造者に負わせるべきであるとする説もある⁽⁴⁰⁾。

四 学説の検討

どの説も、他人による手形行為が行われたが、その行為の効果帰属者として手形面上に示されている者に効果が帰属しなかった場合に、原則として行為を行った他人がその行為の責任を負うとする点で一致している⁽⁴¹⁾。手形法八条を

卑見のように解したとしても同様である。代理方式によって手形行為の復代理をする権限を有するかのように行爲した者は、効果帰属者とされている本人およびその本人に効果が及ばないときに効果帰属者となるはずの者である代理人として署名の名義人が責任を負わない場合、手形行為者として最終的に責任を負うことになるからである。⁽⁴²⁾確かに白地裏書後の交付譲渡人が偽造者と同じく署名のない手形行為を行ないながら、偽造者と異なって手形上の責任を負わないこととの均衡は、一応、問題となるだろう。この両者の差は、機関方式による手形行為の代理を制定時の手形法は予定していなかったのに対し、白地式裏書後の交付譲渡人は手形法制定時から責任を負わないことが了承されていたことによるのだと考える。手形法制定当時、手形行為の代理の形式は代理方式しか予定されていなかったで、無権代理人が手形上の責任を負うことが了解されていたとしても、機関方式を用いた無権代理人の責任に関する規定は置かれなかったのではないかと筆者は推測している。その後、一九八七年に採択された国連国際商取引委員会による「国際為替手形及び国際約束手形に関する条約草案」によれば、本稿でいう偽造者に手形上の責任を認めている。すなわち三四条一項でいわゆる「署名なければ責任なし」の原則を明示し、同条二項で他人名義による自己のための手形行為をすることを認め、三七条一項二項で機関方式による手形行為の代理を認め、同条三項が機関方式による手形行為の無権代理人に手形上の責任を認めている。⁽⁴³⁾この条約草案は、BEA (Bill of Exchange Act)、NIA (Negotiable Instruments Act)、UCC (Uniform Commercial Code) 及びGUL (Geneva Uniform Law) の四の法体系に一致していた規則 (rule) とこれらの法体系の妥協に基づく規則からなる。⁽⁴⁴⁾振出人の署名が偽造である場合について、大陸法系の国々と英米法系の国々との裁判実務は法規および法体系の違いにもかかわらず、同じ態度をとっていることが、本条約草稿作成作業の過程の UNIDROIT の調査で明らかにされていることが興味深い。⁽⁴⁵⁾

卑見によれば、偽造者は行為者である。しかし、自己を表示する名称として被偽造者の名称を用いて署名をしたとは考えない点が偽造者行為説とは異なる。卑見によれば、代理権を与えられた他人が手形上に本人名義の署名をする

行為は理論的にも実質的にも形式的にも手形行為の代理であると考えるが、手形法八条類推適用説は、理論的にも実質的にも形式的にも手形行為の代理であるのは、代理方式による代理のみであるとしている。

では、このような偽造者の責任は、手形法八条によるものと考えるべきか、それとも民法一一七条によるものと考えるべきか。この点については、偽造者は両方の規定に基づく責任を負っていると考ええる。なぜなら、偽造者の行為は形式的にも理論的にも手形行為の無権代理であるので、代理方式による手形行為の代理に関する手形法八条を類推適用することはもちろん認められる。そのほかに、民法一一七条一項の「履行」の請求を手形所持人が選択した場合、これは「その行為がもし本人について効力を生じたとすれば本人が相手方にたいして負担すべきであったであろうもの」と同一の内容の債務の履行」を請求することを意味する。⁽⁴⁷⁾したがって手形行為の無権代理つまり偽造に当てはめれば、手形債務の履行を偽造者が行うことになる。偽造者の手形上の責任は、手形法八条からも民法一一七条からも導き出すことはできる。そして、民法一一七条一項の損害賠償請求については、手形所持人が追及することを特に禁止する理由もないであろう。

よって、前述の諸学説の中に卑見を位置づけるならば、偽造者行為説、手形法八条類推適用説および民法一一七条類推適用説の折衷説だということになる。

五 その他の問題

偽造者に対して無権代理人として手形上の担保責任を追及するときの所持人の主観的要件は「善意無過失」か、「善意無重過失」か、それとも「善意」か。手形法八条は所持人の主観的要件について何も規定していない。無権代理人や偽造者を含む手形行為者の負う責任が消長する基準は、手形法九〇条により、ジュネーブ条約の締約国が独自に定められる。したがって、手形法八条の一般原則である民法一一七条二項との衡量から、偽造につき悪意の所持人

に対しては偽造者は責任を負わないと考える。民法一一七条二項の無権代理人の責任を追及する相手方の主観的要件について民法上争いがある。無権代理人が自己の無権限または本人から追認が得られないことにつき悪意である場合、相手方の主観的要件を無重過失に緩和してもよいのではないか、という議論である。⁽⁴⁸⁾ 無権代理人の直接の相手方の主観的要件については民法の議論に任せてよいであろう。手形行為の当事者間の法律効果を当事者間で問題にする場合は、手形の流通性を考慮する必要はなく、民法の定める諸要件を手形法的に修正する必要もないと考えるからである。しかし、無権代理人にとっての転得者が本条の責任を追及するときの主観的要件については、手形法的な修正を考える必要がある。代理権授与行為は転得者にとっては第三者間の行為であるので、取引の安全の観点から、手形法一六条二項の規定に準じて「重過失なきこと」を要件とすべきであろう。⁽⁴⁹⁾

偽造者の責任が善意の手形取得者に対して一旦成立した後、偽造であったことにつき悪意の者が所持人となった場合、偽造者の責任は消滅するのだろうか。表見代理の成立に基づき本人に責任を追及する要件を満たす者は、無権代理人に責任追及する要件を満たしている。無権代理人にしか責任追及できない者がいる場合は、表見代理の成立要件のうち本人側の要件が満たされなかったことだけが原因で、相手方の要件はその者について満たされている。それ故、もし悪意又は重過失不知の取得者に対して個別に無権代理人は責任を負わないとしても、債務者の保護にはならない。例えば、約束手形の振出が本人をAとして偽造者Bによって行われ、受取人Cは表見代理に成立要件のうち自己の要件を満たしていたが、Cから裏書を受けたDは振出が無権限者によって行われたことにつき悪意又は重過失不知であった場合、DがAとBから悪意等を理由に支払を受けられないならば遡求が始まり、DがCに遡求し、CはAまたはBに請求することになる。結局、AまたはBは手形金の支払をし、Dも手形金相当額を受領するのであるし、Cが自ら主債務者に請求していれば支払を受けることができると信じた手形を譲渡したのに、したがって債務者を害する意思もなく手形を譲渡したのに、Dからの遡求に応じるための金銭を支出しなくてはならなくなり、Dに対して

Bが支払を拒むことの意義は見いだせない。よって偽造者の責任が善意の手形取得者に対して一旦成立した後、偽造であったことにつき悪意の者が所持人となった場合でも、偽造者は責任を免れることがないと考ええる。

- (1) 石井照久『手形法小切手法』（弘文堂、平四）三九頁、石井照久・鴻常夫『手形法小切手法』（勁草書房、昭五六）一一〇～一一一頁、大塚龍児『有価証券の偽造変造』（現代企業法講座5）有価証券、竹内昭夫・龍田節編（東京大学出版会、昭六〇）二二三～二二五頁、黃清溪『手形偽造と手形法八条の類推適用』（商法の判例と論理、倉澤還暦記念）（日本評論社、平五）三六三～三七六頁、小橋一郎『手形偽造者の手形上の責任』（商法論集Ⅲ）（成文堂、昭五九）二二三～二三三頁、同『手形法小切手法』（成分堂、平七）一〇四～一〇五頁、坂井芳雄『手形小切手法の論理（上）』（法曹会、平三）一三〇～一三二頁、塩田親文『手形偽造と手形法八条類推適用』（手形小切手判例研究）（成文堂、昭五七）一五〇～一六二頁、田中誠二『手形法小切手法詳論（上）』（勁草書房、昭四三）一九四～一九五頁。
- (2) 今泉邦子『無権限者による手形行為と表見代理』（法経論叢一三巻一号（平七）Ⅱ章。なお木内宜彦『手形署名と当事者の署名』（法学新報八四巻一〇・一一・一二号（昭五三）一五頁一七頁参照。
- (3) 大隅健一郎・河本一郎『注釈手形法小切手法』（有斐閣、昭五二）一四頁、鈴木竹雄『手形法小切手法』（有斐閣、平四）一三二頁一三三頁、田中誠二・山村忠平・堀口亘『コンメンタール手形法』（勁草書房、昭四六）四五頁一八〇頁など。
- (4) 鈴木竹雄『他人の氏名による署名』（手形小切手判例百選（第四版）（平二）一〇～一一頁など。
- (5) 今泉邦子『手形の偽造』（商法の判例と論理、倉澤還暦記念）（日本評論社、平五）三五二～三五三頁。
- (6) 上柳克郎『手形の文言性』（手形法小切手法講座Ⅰ）鈴木竹雄・大隅健一郎編（有斐閣、昭四三）六〇～八〇頁。
- (7) 上柳・前掲注(6)『手形の文言性』（手形法小切手法講座Ⅰ）六三～六四頁。
- (8) 幾代通『民法総則』（青林書院、平元）一九四頁。
- (9) 幾代・前掲注(8)『民法総則』一九六～一九七頁二二～二三頁、我妻栄『民法総則』（岩波書店、昭五九）二四八頁、平井宜雄『注釈民法(3)』（川島武宜編（有斐閣、昭六一）四一頁。
- (10) 我妻・前掲注(9)『民法総則』二四九～二五〇頁、平井・前掲注(9)『注釈民法(3)』四一頁。
- (11) 伊沢和平『手形外觀（客観）解釈の原則の妥当領域』（八〇年代商事法の諸相）（有斐閣、昭六〇）七二五～七四四頁は、手形行為者（手形債務者）の決定の問題において、手形客観解釈の原則が強調されることの妥当性に疑問を呈している。たとえば、他人ないしは虚無人の名義で署名した者も、その名称が自分の通称になっていない場合であっても、署名者として手形

上の責任を負うべきであるとの主張も近時有力であり、現にこの原則を主張しながら、他方でこの近時の有力説を主張する者もあり、ここに矛盾があると指摘する。ただし、結論は卑見とは異なる。すなわち、この原則は、取引安全のため必要な最小限度においてのみ認めれば足りるとする。そして手形行為者の決定については、実際に署名する者（行為者）の意思を基本にして決定すべきだとする。つまり、いかなる名称（ないしは記載のされ方）でなされようと、行為者がそれを自分の署名とする意思で用いたのであれば、それはその他人のための代理であり（その他人から権限を与えられていなければ無権代理）、そして、行為者がそれを架空人名義と認識する等ある特定の具体的人格の署名とする意思でない場合は偽造であると解する。但し、手形行為者の内心の意思は外部には分らないことが多いから、手形取引の安全のために外観法理によって修正はする。

- (12) 坂井芳雄『約束手形金請求訴訟における要件事実とその立証』（法曹会、平五）六〇七頁。
- (13) 坂井・前掲注(12)『約束手形金請求訴訟における要件事実とその立証』七八〇～八一頁。
- (14) 坂井・前掲注(12)『約束手形金請求訴訟における要件事実とその立証』七〇一頁。
- (15) 坂井・前掲注(12)『約束手形金請求訴訟における要件事実とその立証』四〇頁。
- (16) 坂井・前掲注(12)『約束手形金請求訴訟における要件事実とその立証』五〇～五二頁。
- (17) 坂井・前掲注(12)『約束手形金請求訴訟における要件事実とその立証』四八～五〇頁。
- (18) 坂井・前掲注(12)『約束手形金請求訴訟における要件事実とその立証』八七～八八頁。
- (19) 坂井・前掲注(12)『約束手形金請求訴訟における要件事実とその立証』五八頁。
- (20) 『新法律学辞典』竹内昭夫・松尾浩也・塩野宏編（有斐閣、平五）一四一〇頁「要式行為」の項。
- (21) 坂井・前掲注(12)『約束手形金請求訴訟における要件事実とその立証』三八～五〇頁。
- (22) 坂井・前掲注(12)『約束手形金請求訴訟における要件事実とその立証』四〇頁。
- (23) League of Nations, Record of International Conference for the Unification of Laws on Bills of Exchange, Promissory Notes and Cheques, Geneva, First Session 1930, at 130.
- (24) 今泉・前掲注(5)『手形の偽造』『商法の判例と論理 倉澤還暦記念』三五四～三五五頁。
- (25) 伊澤孝平「無権限代署者の手形上の責任」『民商法雑誌』三九卷一・二・三号（昭三四）一六一～一八三頁、稲田俊信『手形法小切手法講義』（有信堂高文社、平四）一四〇～一四一頁、大隅・河本・前掲注(一)『注釈手形法小切手法』一四〇～一五頁、木内宣彦「手形偽造者の手形責任」『法学新報』八一巻一一号（昭四九）一〇三～一一六頁、菅原菊志「手形の無権限署名代理」

- 『社債・手形・運送・空法』〔商法研究Ⅲ〕（信山社、平五）一三五～一四四頁、竹田省『手形法小切手法』（有斐閣、昭三〇）三二～三三頁、田辺光政『最新手形法小切手法』（中央経済社、平六）九四～九七頁、同『シンボジウム手形法小切手法』木内宜彦・倉澤康一郎・庄子良男・高窪利一・田辺光政著（青林書院、昭六三）八四～八五頁、福瀧博之『商法Ⅲ 手形小切手』大塚龍児・林靖・福瀧博之著（有斐閣、平六）八二～八三頁、星川長七『手形偽造者の手形上の責任』法律のひろば二七卷二二号（昭四九）七一～七四頁、前田庸『手形法小切手法入門』（有斐閣、平元）九〇～九二頁、丸山秀平『手形法小切手法概論』（中央経済社、平七）六〇～六一頁。
- (26) 伊澤・前掲注(25)『無権限代理者の手形上の責任』民商法雜誌三九卷一・二・三号二六八～二六九頁。
- (27) 菅原・前掲注(25)『手形の無権限署名代理』『社債・手形・運送・空法』〔商法研究Ⅲ〕一四三～一四四頁。
- (28) 木内・前掲注(25)『手形偽造者の手形責任』法学新報八一卷二二号（昭四九）一〇三～一〇六頁。
- (29) 高窪利一『シンボジウム手形法小切手法』木内宜彦・倉澤康一郎・庄子良男・高窪利一・田辺光政著（青林書院、昭六三）八三頁、同『現代手形小切手法』（経済法令研究会、平五）一六八～一七一頁。
- (30) 前田・前掲注(25)『手形法小切手法入門』九〇～九二頁。
- (31) 塩田・前掲注(1)『手形偽造と手形法八条類推適用』『手形小切手判例研究』一五五～一五七頁、黄・前掲注(1)『手形偽造と手形法八条の類推適用』『商法の判例と論理 倉澤還暦記念』三七二～三七三頁、大塚・前掲注(1)『有価証券の偽造変造』『現代企業法講座』有価証券二（二〇六～二〇七頁、二六頁、坂井・前掲注(1)『手形小切手法の論理（上）』一三〇～一三一頁、同『他人名義の手形署名を行う場合の法律関係に関する一つの判例』『裁判手形法』二三〇頁、田中・前掲注(1)『手形法小切手法詳論（上）』一九四～一九五頁、小橋・前掲注(1)『手形偽造者の手形上の責任』『商法論集Ⅲ』二二六～二二八頁、同『手形法小切手法』一〇五頁、石井・鴻・前掲注(1)『手形法小切手法』一一〇～一一一頁。
- (32) 大隅健一郎『手形行為者の名称 偽造者の手形上の責任』『商法の諸問題』（有信堂、昭四六）三五九～三六二頁、同『手形偽造と手形法八条の類推適用』民商法雜誌七二卷五〇（昭五〇）八七六頁、庄子良男『手形偽造者の手形上の責任』千葉大学法学論集三卷一号（昭六三）一～三二頁、同『シンボジウム手形法小切手法』木内宜彦・倉澤康一郎・庄子良男・高窪利一・田辺光政著（青林書院、昭六三）八二～八三頁、鈴木竹雄『手形の偽造・変造』『判例手形法小切手法 伊沢還暦記念』（商事法務研究会、昭四四）一二七～一二九頁、竹内昭夫『手形偽造と小形法八条の類推適用』『手形小切手判例百選』（有斐閣、平二）三八～三九頁、服部榮三『手形行為の代理』『手形法小切手法講座Ⅰ』鈴木竹雄・大隅健一郎編（有斐閣、昭四三）一七五～一七七頁、蓮井良憲『手形の偽造』『手形法小切手法講座Ⅰ』鈴木竹雄・大隅健一郎編（有斐閣、昭四三）二四八～

二五〇頁、同「手形偽造者の手形上の責任」『商法の争点Ⅱ』（有斐閣、平五）三二六～三三七頁、同「手形偽造と手形法八条の類推適用」判例時報七六二号（昭五〇）一三〇～一三三頁、堀口亘『通説手形小切手法』（三省堂、平三）七八頁。

(33) ただし鈴木・前掲注(32)「手形の偽造・変造」判例手形法小切手法 伊沢還暦記念 一二九頁は、偽造者行為説が、その理由として、「相手方も署名に用いられた名称を行為者本来の名称と信じて取り引きしているといっているのは、むしろ不要のことである」とする。なぜなら、相手方にはこのような認識が存しないのが普通のことであり、「署名に用いられた名称を行為者本来の名称でないことを相手方が知っていた場合に、それを抗弁事由となしうることを認めれば十分である……」からである。

(34) 大隅・前掲注(32)「手形偽造と手形法八条の類推適用」民商法雑誌七二巻五号八八四頁、鈴木・前掲注(32)「手形の偽造・変造」判例手形法小切手法 伊沢還暦記念（商事法律研究会、昭四四）二二八頁。

(35) 大隅・前掲注(32)「手形行為者の名称 偽造者の手形上の責任」『商法の諸問題』（有信堂、昭六〇）三六一頁。

(36) 福瀧・前掲注(25)『商法Ⅲ 手形小切手』八三頁、塩田・前掲注(1)「手形偽造と手形法八条類推適用」『手形小切手判例研究』一五八～一六〇頁、前田・前掲注(25)「手形法小切手法入門」九一～九二頁、大隅・前掲注(3)『注釈手形法小切手法』一四～一五頁、星川・前掲注(25)「手形偽造者の手形上の責任」七一～七四頁、小橋・前掲注(25)「手形法小切手法」一〇五頁、田中・前掲注(25)「手形法小切手法詳論(上)」一九五頁、大塚・前掲注(31)「有価証券の偽造変造」『現代企業法講座5 有価証券』竹内昭夫・龍田節編（東京大学出版会、昭六〇）二二四～二五頁、黄・前掲注(1)「手形偽造と手形法八条の類推適用」『商法の判例と論理 倉澤還暦記念』三七四～三七五頁、泉田栄一「有価証券法理と手形小切手法」（中央経済社、平七）一三二頁。

(37) 平出慶道「手形法小切手法」（有斐閣、平四）二〇七～二一〇頁。

(38) 山尾時三「手形法研究」（岩波書店、昭一〇）一五一～一五三頁。

(39) 山尾時三「新手法論」（岩波書店、昭一〇）七二～七三頁。

(40) 石田栄一「他人名義の手形行為」『現代商事法の重要問題 田中誠二米寿記念』（経済法令研究会、昭五九）四八四頁。

(41) 庄子・前掲注(32)「手形偽造者の手形上の責任」千葉大学法学論集三巻一号五～七頁は、無権限の署名代理を無権代理と認めたとしても手形法八条による責任を偽造者に負担させることはできない理由として、偽造者の氏名が署名によって表示されていないという文言性を挙げる。この説によれば、「無権代理行為の存在を認めたとしても、署名のない者に責任を負わせることはできない。」との結論も是認されそうであるが、文言性は効果帰属者の決定とは無関係であるとしている。

(42) 法人が他の自然人もしくは他の法人名義で手形行為を行った場合または自然人が他の法人名義の署名をして手形行為を行った場合の責任追及の順序は、ひとつの問題であるが(大隅河本・前掲注(3))『注釈手形法小切手法』一五頁一八頁、丸山秀平「他人の名称を用いてなされた手形行為の類型と理論的展開」受験新報三八巻三号(昭六三)二六〇二八頁。)、代理方式で手形行為が行われた場合に責任を追及される順番を、本人・代理人としての署名名義人・行為者と定めることにより、解決できる。問題が生じるのは以下の設例のような場合である。Y会社が手形を振り出す場合は、「Y会社代表取締役A」という署名を、代表取締役Aか又はAから権限を与えられた者たとえばBが行うとする。では、Y会社のための手形行為をするとき、(1)Aが「Y会社代表取締役C」という署名をAがCを自己を表示するものとして用いた場合、(2)Aが「Z会社代表取締役A」という署名を、Y会社が「Z会社」を自己を表示するものとして用いた場合、(3)Aが「Z会社代表取締役C」という署名を、CはAを表示し、Z会社はY会社を表示するものとして用いた場合である。または個人が会社名義を、もしくは会社が個人名義を用いて署名をする場合の問題として、(4)Yが「Z会社代表取締役Y」という署名を、自己を表示する名称として用いた場合、(5)Z会社自体を表示するものとして、権限ある者がYという署名を用いた場合、である。なお、この問題は、実務的には、当座預金口座の名称および届出印が、これらの手形の署名と一致していれば問題はないと思われる。(1)の場合については、「Y会社代表取締役C」という署名がY会社の署名として妥当かが問題になる。Y会社にはC≦Aだとわかっているから、効果帰属者たる本人として表示されているY会社が請求に応じることはできる。Y会社がCという代表取締役はいないとして支払を拒絶したとき、Cが架空人ならば権利能力はなく、Cが実在の他人ならば自ら行為をしていないし他人に授權もしていないので、実際に手形行為をしたAの責任が問題になる。Aは有権限者であることを主張すれば、Yが手形上の責任を負うことになる。(2)の場合については、実在するZ会社が支払を拒絶し、またはZ会社が実在しないため、所持人を支払を受けられない場合が問題となる。AがZ会社が責任を負わない場合に責任を負う者として署名をしているので、Aの責任が追及される。所持人がY≦Zであることを知って、Yにいきなり請求してきた場合、YはAが有権限者であることおよびY≦Zであると知っているのに、Yが請求に応じることはできる。たとえ、Yがその手形の名称がZであるといっている支払を拒絶し、Aの責任が追及されたとしても、AはY≦Zであることおよび自己の権限を主張して、Yへ請求させることができる。Y≦Zであることを知らない所持人に対して、AはY会社に対する権限およびY≦Zであることを主張して責任を免れることができるだろうか。商法五〇四条および民法一〇〇条により、顕名がない場合には代理行為の相手方が本人を知り得たか否かを基準に請求の相手方を決定するべきだと考える。(3)については、所持人がY会社に請求してきたときはYは責任に応じうる。所持人がY≦Zであることを知らず、実在のZに請求しまたは架空のZが責任を負わないためにCの責任が問題になった場合、さらに①

実在のCに請求して支払を拒絶されるかまたはCが実在しなかったときと、②行為者であるAへBの次に請求する場合がある。①および②の場合とも、所持人が代理における本人Yを知り得なかった場合に準じて、代理行為をしたAが責任を負うと解する。(4)については、署名の名義は効果帰属者を探す手段のひとつに過ぎないから、所持人がYに請求してきたときはYは請求に応じることができる。所持人が、実在のZから支払を拒絶されまたはZが実在しないとき、YはZに対して無権限でありかつ行為者であるので責任を追及される。(5)については、署名の名義は効果帰属者を探す手段のひとつに過ぎないから、所持人がZに請求してきた場合は、Zは請求に応じることができる。たとえZが支払を拒絶したとしても、AはZ=Yであることおよび自己の権限を主張して、責任を免れ得る。実在するYが支払を拒絶しまたはYが実在しないとき、代理における本人を知り得ない所持人に対して、代理行為をした者としてAの責任が追及されると解する。

- (43) A/42/17 ANNEX I.
- (44) UNITED NATIONS, Yearbook of the United Nations Commission on International Trade Law, 1272, Volume III, at 146. A/CN. 9/67.
- (45) UNITED NATIONS, Yearbook of the United Nations Commission on International Trade Law, 1970, Volume I, at 240. A/CN. 9/19.
- (46) 木内・前掲注(25)「手形偽造者の手形責任」法学新報八一巻一一号一一四頁は、偽造は実質的には無権代理であるが形式上は無権代理ではないことから、手形法八条の適用ではなく、類推適用になると解するようである。
- (47) 中川淳『注釈民法(4)』於保不二雄編(有斐閣、昭四五)二〇六頁。
- (48) 下村正明「表見代理と無権代理」法律時報六〇巻一三三(昭六三)二〇七〜二〇頁、辻正美「過失ある相手方と無権代理人の責任」民法判例百選総則物権(平元)八四〜八五頁、安永正昭「判批」判例評論三五一号判例時報二二六六号(昭六三)一九〇〜一九四頁。
- (49) 同旨、服部・前掲注(32)「手形行為の代理」『手形法小切手法講座I』一七五〜一七七頁。